平成２４年１０月２６日

各　　位

会 社 名　日 本 鋳 鉄 管 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　秋田眞次
（コード番号　５６１２　東証第１部）
問合せ先　代表取締役常務　深澤　寛
（TEL. 0480－85－1101）

最高裁判所の決定に関するお知らせ

平成 23 年 11 月８日付「訴訟の判決に対する上告について」にてお知らせした上告中の案件に関し、最高裁判所より決定の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．決定のあった裁判所および年月日
最高裁判所
平成 24 年 10 月 25 日

２．訴訟の当事者
（原告）日本鋳鉄管株式会社
（被告）公正取引委員会

３．訴訟の内容
平成 12 年２月 10 日に審判開始決定があったダクタイル鋳鉄管直管に係る平成 12 年（判）第４号及び同７号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金納付命令事件について、平成 21 年６月 30 日付にて公正取引委員会より金 10 億 5,354 万円を課徴金として国庫に納付しなければならないとする内容の審決を受け、課徴金を納付いたしました。
当社は、本審決を不服とし、平成 21 年７月 17 日に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提訴し、平成 23 年 10 月 28 日に請求棄却の判決を受けましたが、当社は本判決を不服とし、平成 23 年 11 月９日に最高裁判所に上告及び上告受理申し立てを行いました。

４．最高裁判所の決定の内容
（１）本件上告を棄却する。
（２）本件を上告審として受理しない。
（３）上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

５．今後の対応
当社は本決定を厳粛かつ真摯に受け止め、更なるコンプライアンス体制の強化を図り、再発防止に取り組んで参ります。

６．業績に与える影響

本件につきましては、平成21年９月１日に課徴金を納付済みであり、平成25年３月期の業績に与える影響はありません。

以　上